

研究費の管理・運営等に関する誓約書

平成 年 月 日

地方独立行政法人
東京都健康長寿医療センター理事長 殿

所 属

職 名

氏 名

印

私は、研究費の管理・運営にあたり、研究費を公正かつ効率的に使用するとともに、研究の遂行においては不正行為を行わないことについて、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 当センターにおける「公正な研究活動を確保するための行動規範」及び「研究費の管理・監査の基本方針」並びに「研究費使用等ハンドブック」その他関係法令及び交付金等の使用ルールを遵守すること。
2. 研究費の不正使用を行わないこと。
3. 研究の不正行為を行わないこと。
4. 1. を十分に理解するとともに、これらに違反して不正を行った場合は、当センターや配分機関等が定める処分及び法的な責任を真摯に受け止め、これに応ずること。
5. 当センター及び配分機関等から調査等の協力要請があった場合には、求めに応じ誠実に協力・対応すること。

原課発注に関する誓約書

原課発注にあたっては、下記事項を遵守することを誓約いたします。

遵守すべき事項から逸脱した行為を行った場合は、原課発注の停止措置(当該年度及び翌年度)及び当センター諸規程等に基づく処分を受け入れます。

記

【遵守事項】

原課発注を行う場合は、下表の条件をすべて満たすこと。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 1契約あたり総額20万円未満であること。
※ WEB集中購買システムを用いた原課発注は総額50万円未満まで。② 予め財源を特定し、資金配分機関等により発行された事務処理要領等に基づき、使用できる経費であるかどうかの確認が取れていること。③ 予め必要とされる期日(履行期限等)と使用する研究費の使用期限の確認が取れていること。④ 市場価格を調査したうえで適正価格にて発注すること。⑤ 原課発注により当センターへ損害を与えた場合は、その弁償責任を負うこと。⑥ 発注する取引相手方は、当センターへの所定の誓約書を提出していること。⑦ 発注対象案件が物品等であった場合、納品前までに検収センター宛へ「発注情報通知書(原課発注用)」を提出すること。⑧ 発注対象案件が物品等であった場合、納品場所は「地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター検収センター気付 部屋番号・所属・氏名(内線)」とすること。 |
|--|

下表に該当する場合は、上表の条件を満たしている場合に関わらず、原課発注は行わず、事務部門へ発注を依頼すること。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 換金性の高い物品及び郵券等金券類の購入
※ WEB集中購買システムを用いる場合は購入を可能とする。(ただし、郵券等金券類の購入を除く)② 当センターの施設改変を伴う工事③ 契約書の作成が必要となるもの |
|--|

下表に該当する行為を行わないこと。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 意図的な分割発注(実質的な同時購入を含む)② 合理的理由のない偏重発注(発注先が特定業者に集中していること)③ 取引相手方との不必要な接触、供応接待、差別的取扱い |
|---|

地方独立行政法人

東京都健康長寿医療センター理事長 殿

平成 年 月 日

所 属

職 名

氏 名

印